

令和6年度 音更町市民後見人養成研修受講者募集要項

認知症高齢者及び知的・精神障がい者など判断能力が低下した方の金銭管理や福祉サービスの契約などを行い、その権利を守るため後見等業務を行うことができる知識・技量・人格を備えた市民後見人を養成することを目的として、音更町社会福祉協議会主催により実施する市民後見人養成研修（以下「研修」という。）の受講者を募集するため、次のとおり要項を定める。

1 受講者の要件

研修を受講できる者は、次の各項目をすべて満たす者であること。

- (1) 研修終了予定日において、満25歳以上で、現に音更町に居住する者
- (2) これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者
- (3) 破産していない者
- (4) 音更町市民後見人養成研修を修了されていない者
- (5) 原則としてすべての研修カリキュラムを受講できる見込みがある者

2 応募方法

別紙「市民後見人養成研修受講申込書」に必要事項を記載し、写真(縦3cm×横2.5cm・裏面に記名)を貼付したものを、音更町社会福祉協議会まで郵送又は持参すること。

3 募集期間

令和6年6月17日(月)～令和6年7月22日(月)(必着)

4 定員

10名(申込先着順で定員になり次第締切りとする)

5 受講料

無料 但し、教科書代 2,277円(予定)は受講者負担とする。

6 受講の案内

募集期間に応募があった者について、受講証とともに研修日程等を送付し、案内する。

7 研修日程等

別紙「音更町市民後見人養成研修カリキュラム」のとおり。

8 その他

- (1) 全カリキュラムを修了した者に、修了証を交付する。
- (2) 各カリキュラム(1カリキュラム約60分程度)10分以上の遅刻は欠席とする。
- (3) 欠席については補講(ビデオ学習)による代替えが可能。ただし、第1回から第6回の内、カリキュラムの1/3以上欠席の場合は、補講を受けても修了は不可とする。
- (4) 本年度は音更町の他、幕別町、池田町との合同開催とする。